## 平成27年度予算見積調書

課室名: 産業人材育成課担当名: 技能振興担当

番号 事業名 会計 款 頂 目 説明事業 一般会 | 労働費 | 職業訓 | 職業訓練総務 | 認定訓練育成指導費 認定訓練育成指導費 B141 練費 費 根 枷 職業能力開発促進法第24条、雇用保険法第63条、同法施行 戦略項目 04 雇用の安心 事業 昭和35年度~ 期間 法令規則第123条 分野施策 030105 産業人材の確保・育成 1 事業概要 5 事業説明 民間企業、団体が行う職業能力開発を促進するため、 (1) 事業内容

民間企業、団体が行う職業能力開発を促進するため、 職業能力開発促進法第24条第1項に基づき認定された訓練を実施する事業者に対し補助金の交付を行い、認定された訓練が適切かつ安定して行われるよう指導・援助を 行う。

(1)認定職業訓練実施事業者への指導・援助 78.258千円

- 2 事業主体及び負担区分 (国1/3・県1/3)事業者1/3
- 3 地方財政措置の状況なし
- 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9.500千円×0.7人=6.650千円

民間事業者等が実施する職業訓練について、国が定める一定の基準を満たすものを県が認定し、必要な支援を行う。

- ア 認定職業訓練実施者の適切な訓練実施のための指導
  - (ア) 普通職業訓練 普通課程(訓練期間1年以上3年以下) 新規学卒者等の労働者に対して、将来多彩な技能や知識を有する労働者となるために必要な 技能・知識を習得させる。
  - (イ) 普通職業訓練 短期課程(訓練期間6ヶ月以下) 主に在職労働者に対して、職業に必要な知識・技能を習得させる。
- イ 認定職業訓練実施者への援助 21訓練実施主体
- (2)事業計画
  - ア 認定職業訓練実施事業者の指導・育成、訓練実施に関する指導・監督
  - イ 認定職業訓練を実施する中小企業事業主又はその団体への訓練運営費の助成
    - (ア) 補助対象経費 職業訓練の運営に要する経費
  - (イ) 補助率 運営費の2/3又は国の算定基準額のいずれか低い額(予算の範囲内)
  - ウ 適正な認定訓練の確保
- (3)事業効果
  - ア 職業訓練の質的水準が確保されることにより、従業者の育成とその職業生活の安定を図ることができる。
  - イ 従業者の技能向上により、県内産業に必要とされる人材を確保することができる。
  - ウ 県内中小企業が有する優れた技能、技術が継承され、技能の振興を図ることができる。
  - エ 普通課程職業訓練の修了試験に合格した者は、技能検定における学科試験が免除される。
- (4) 民間・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 民間事業所、団体の持つ施設、指導員の活用による技能者の育成を図ることができる。

予算額		財 源 内 訳							***
		国庫支出金						一般財源	前年との 対比
決定額	78,258	39,129						39,129	37,634
前年額	40,624	20,312						20,312	